

子ども関連TOPICS ①

2002年チャイルドライン全国キャンペーン

—きみは、ひとりじゃない— 3月「チャイルドライン月間」

加藤 志保 (NPO法人チャイルドライン支援センター事務局長)

3月は、友だちとの別れ、進路のこと、4月から始まる新しい環境のこと、ことに悩み多き月です。心細いとき、不安な時、誰とそその思いを分かち合いますか？

そんなとき、手を伸ばした先にある「電話」を通して、子どもたちの心の揺れに耳を傾けるのがチャイルドラインです。

そしてこの2002年3月は、チャイルドラインが必ずどこかで子どもの声を受けている、子どもたちが必ずアクセスするチャイルドラインを見つけ出せる、そんな「きみは、ひとりじゃない」キャンペーンを日本全国に展開することになりました。

日本の社会において、子どもたちの問題は、最も大きな課題として掲げられています。先年、国連からは「日本の子どもたち」の状況に対する警告が発せられています。私たちはそれを受けとめ、その警告にどのように対応策を示していけるのか、今試されているとも言えます。

チャイルドライン支援センターが、子どものためのヘルプラインの設立運営を支援するセンターとして1999年1月に発足して以後、様々なセミナー、シンポジウムの開催を経て、わずか2年のうちに40に迫る団体が設立されています。この飛躍的なチャイルドラインの拡がりには、子どもたちにとって、社会にとって、望まれるケアシステムとして重要性を帯びていることを示しています。

特に2000年、2001年5月子どもの日に実施した「子どもの日チャイルドライン」全国キャンペーンでは、全国のチャイルドラインが一斉に子どもの声を受けるといった試みを行いました。行政との協力関係、企業、マスコミからの支援に力を得つつ、1日で2000件近い電話をうけることとなりました。

そして、子どもの日のキャンペーンの終わりが近づく時間帯には、子どもたちからの電話の数が増えます。「もう終わっちゃうの?」「次はいつやるんですか?」「今度はどこにかければいい?」など。急速に広がりつつあるチャイルドラインの活動ですが、子どもの日のような全国キャンペーン以外にも日常的に電話を受ける常設のチャイルドラインは15団体にとどまります。また都道府県で見るとチャイルドラインの設置されている地域は半数にもなりません。そ

こで、私たちチャイルドライン支援センターは、子どもの日という1日だけのキャンペーンとは趣向を変え、この2002年3月、1ヶ月にわたる期間を「チャイルドライン月間」とし「きみは、ひとりじゃない」と銘打って、常設に近い形を目指して全国キャンペーンを実施することにしました。

この「チャイルドライン月間」に参加したチャイルドラインは全国22都府県、36団体にのぼります。3月1日～31日まで、毎日必ずどこかでチャイルドラインが実施されています。そして、この月間キャンペーンをきっかけに3月、4月以降に常設化するチャイルドラインは9団体、これまでの15団体に加えて4月以降は24団体が常設チャイルドラインとして、時間や曜日などは限定されますが、日々電話の前で子どもたちの声を聴くことになりました。(P2にチャイルドライン全国実施状況一覧表)

つけ加えて、この3月の様子の一部を報告します。チャイルドラインいすみでは168時間で718件、チャイルドラインあいちでは78時間で528件、チャイルドラインとんだばやしでは56時間で504件という数の子どもからの電話がありました。それだけの回数、チャイルドラインに向けて電話のボタンがプッシュした子どもたちがいる、その姿を思い浮かべると、もっともっとチャイルドラインが身近なものになっていけるよう、願いは強まるばかりです。

最後に、このキャンペーンは文部科学省、厚生労働省、チャイルドライン設立推進議員連盟、日本赤十字社、NHK、財団法人児童育成協会こどもの城、財団法人児童健全育成推進財団から後援をいただき、日本自転車振興会の補助金を得て実施されました。様々な企業協力の中で、(株)ファミリーマートでは、電話番号の印刷された名刺台のカードとカードボックスを店頭を設置、この月間期間中にはキャンペーンポスターの掲示協力もしていただきました。このような全国的な支援のほかにも、各団体は地域のたくさんの人々、団体、企業などに支えられてチャイルドラインが実施されています。このようにチャイルドラインを展開しながら、子どもたちに目を向ける大人の数が増えたいことを私たちは目指しています。

NEWSLETTER No.61 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ①2002年チャイルドライン全国キャンペーン実施 /1
—チャイルドライン全国実施状況一覧— /2
- ②次々と、子どもの権利条例“制定”! /3
—北海道奈井江町、埼玉県—
- ③町田市長選挙ユースもぎ投票2002実施 /3

子どもの参加支援

- ・子ども参加を支援する大人たちへ <5> /4

フォーラム実行委員会だより /5

BOOK GUIDE /5

イベント報告

- ・大盛況!! ファシリテーター養成講座 /6・7

お知らせ 1 2 3

- ・セミナー/シンポジウム/イベント案内 /7・8

チャイルドライン全国の仲間たち

(2002年4月14日現在、25都道府県42団体、常設24団体、子どもの参加40団体)

都道府県	名称	実施団体	事務局電話	常設● 特設○	3月 参加	5月 参加	子ども の日 リーダー 参加	相談電話	常設、活動状況	3月特設状況	5月特設状況	
宮城県	チャイルドラインinMIYAGI	チャイルドラインinMIYAGI	022-279-7210	●	☆	☆		0120-00-9614	月～金16時～19時	3月24日から常設		
福島県	チャイルドライン福島 (ダイヤルこだま・いわき24)	いわき学校教育支援ボランティアの会	0246-27-8900	○	☆	☆	☆	0246-27-8900		3月4日(月)10時～6日(水)22時	5日10時～6日10時	
栃木県	チャイルドラインとちぎ	チャイルドラインとちぎ	028-614-3253	●	☆	☆	☆	028-614-3366	金15時～23時		5日6日10時～22時	
埼玉県	さいたまチャイルドライン	さいたまチャイルドライン	048-486-7171	●	☆	☆	☆	048-486-8888	月・木13時～21時		5日10時～22時	
千葉県	チャイルドライン千葉・子ども電話	NPO法人子ども劇場千葉県センター	043-254-7889	●	☆	☆	☆	ちば 043-251-0350 のだ 0471-23-4111	ちば: 月～木14時～19時 (若者土19時～21時) のだ: 金14時～19時		5日10時～6日10時	
東京都	せたがやチャイルドライン	(社) 世田谷ボランティア協会	03-3411-9101	●	☆	☆	☆	03-3487-2323 電話番号が変わります	日祝を除く16時～22時		5日10時～6日10時	
	中野子ども電話	NPO法人中野ふくし倶楽部	03-3384-5626	●	☆	☆	☆	03-3229-2525	土16時～21時	3月から常設	5日10時～6日10時	
	シュレチャイルドライン	NPO法人東京シュレ	03-5993-3135	○	☆			03-5924-0201		3月18日(月)～24日(日)10時～22時		
	めぐろチャイルドライン	めぐろチャイルドラインを進める市民の会	03-3710-0486	○	☆	☆	☆	03-5432-6037(子ども) 03-5432-6038(大人)		3月9、16日(土)15時～10、17日(日)6時、11日	5日10時～6日10時	
	LGSチャイルドライン	NPOライカカセンシングサービス	03-5351-2158	○	☆	☆	☆	03-5351-2175		3月1日(金)～31日(日)9時半～18時	5日10時～6日10時	
	えどがわチャイルドライン	江戸川子どもおんぶず	03-3654-9188	準備中		☆	☆	03-3674-6677				5日10時～6日10時
	多摩チャイルドライン	東京国立ロータリークラブ	042-575-0770	○		☆	☆	042-574-3788				5日10時～22時 6日10時～22時
	八王子チャイルドライン	八王子チャイルドライン	0426-26-7730	●	☆	☆		0426-44-2232	水18時～21時 土14時～17時	3月20日から常設		
	チャイルドラインむさしの	チャイルドラインむさしの	042-377-3408	●	☆	☆	☆	0422-52-5100	月14時～20時	3月10日(日)14時～20時	5日10時～22時	
	子どもの電話ゆう・You・友	むさしの子ども劇場	0422-41-2982	準備中		☆	☆	電話番号未定				5日10時～22時
神奈川県	よこまチャイルドライン	よこまチャイルドラインを支える会 (サエラ内)	045-983-5325	準備中		☆	☆	045-342-0777	4月27日(土)・28日(日)開設イベント開催		5日10時～6日10時	
石川県	チャイルドライン・いしかわ	子ども夢フォーラム	076-240-0735	●	☆	☆		0120-873-506	金・土16時～22時		3日～5日10時～22時	
新潟県	チャイルドライン愛ネット	フリースクールほっぴつぶく	0256-94-5444	○	☆	☆	☆	0256-94-1414		3月毎週金16時～22時	5日10時～22時	
	チャイルドラインにいがた	チャイルドラインにいがた	025-231-7386	●	☆	☆	☆	025-290-5555	第3月10時～21時	3月から常設	5日10時～6日10時	
福井県	ふくいチャイルドライン	NPO法人福井県子どもNPOセンター	0776-33-5490	●	☆	☆		0120-873-109	第1.3月16時～22時	3月から常設	5日0時～24時 6日14時～22時	
愛知県	チャイルドライン あいち	NPO法人名古屋おやこセンター	052-939-2810	●	☆	☆	☆	052-829-6511	月・火・金・土15時～21時	3月4日(月)～7日(木)、10日(日)～12日(火)15	5日10時～6日10時	
三重県	MIEチャイルドライン	MIEチャイルドライン準備会	059-223-4944	○	☆			059-213-7117		3月27日(水)、28日(木)9時～21時		
滋賀県	しがチャイルドライン	NPO法人CASN	090-7551-9203	準備中		☆		077-566-2578			5日0時～7日24時	
京都府	チャイルドライン京都・子どもの電話	NPO法人京都子どもセンター	075-591-1117	○		☆	☆	075-594-8120-8130			5日10時～6日10時 6日～10日16時～22	
大阪府	チャイルドラインOSAKA	(社) 子ども情報研究センター	06-6634-1891	●	☆	☆	☆	06-6634-7070	金15時～21時(祝日を除く)		5日10時～6日10時	
	チャイルドラインいずみ	チャイルドラインいずみ運営委員会	0725-43-3745	○	☆	☆	☆	0725-470-470		2月24日(日)12時～3月3日(日)12時	5日10時～6日10時	
	チャイルドラインとんだばやし	はーと&はーと(富田林市人権教育推進協議会)	0721-25-1000	○	☆	☆	☆	0721-20-0280		3月23日(土)～25日(月)10時～24時	5日10時～6日10時	
兵庫県	チャイルドライン神戸	チャイルドライン神戸推進委員会	078-367-7160	●	☆	☆	☆	078-367-7161	木15時～21時	3月20日(水)～26日(火)10時～22時 4月か	5日10時～22時	
和歌山県	チャイルドラインわかやま	NPO法人子ども劇場和歌山県センター	073-432-3664	○	☆	☆	☆	073-421-8387 073-421-8386(10代受)		3月18日(月)10時～20日(水)10時	5日10時～7日10時	
鳥取県	米子チャイルドライン	Heart Home	0859-33-0067	●	☆	☆		0859-33-8741	火・金14時～18時			
	ヤッホーダイヤル	ひまわりの会	0857-72-3018	●	☆	☆		0857-72-8400	月・第1土14時～21時			
	チャイルドラインうさぎのみみ	やよいの会	0858-45-2325	●	☆	☆	☆	0858-28-5453	水15時～19時	3月から常設	5日10時～6日10時	
岡山県	チャイルドラインおかやま	NPO法人子ども劇場岡山県センター	086-271-1885	○	☆	☆	☆	086-270-7273 086-270-0072(若者受)		3月15日(金)16時～18日(月)10時	5日10時～21時	
広島県	ひろしまチャイルドライン	NPO法人子ども劇場広島県センター	082-272-5540	●	☆	☆	☆	082-273-0852	月・土15時～21時	3月16日(土)21時～18日(月)15時	4日15時～6日～21時	
愛媛県	えひめチャイルドライン	えひめチャイルドライン	089-996-7708	●	☆	☆	☆	089-996-7706	月・金・第2.4土14時～18時		5日10時～22時	
	子ども電話「ひびき」	ハートコール・えひめ	090-3989-1496	●	☆	☆	☆	0120-920-810 089-914-0068	毎月5のつく日16時～22時	3月20日(水)～26日(火)16時～22時 4月か	5日～11日16時～22時	
	チャイルドライン子どものための電話うわじま	子どもへの暴力防止ネットワークうわじま	0895-25-4977	○	☆	☆	☆	0895-24-1311		3月30日(土)12時～31日(日)12時	5日10時～6日10時	
福岡県	チャイルドライン@ふくおか	子どもの権利条約@ふくおか	070-5530-3566	●	☆	☆	☆	092-643-7756	月18時30分～20時30分		5日10時～6日10時	
	チャイルドライン「もしもしキモチ」	チャイルドライン「もしもしキモチ」	092-734-1540	○	☆	☆		092-734-1600		3月20日(水)18時～22日(金)18時	6日・7日12時～24時	
長崎県	させぼチャイルドライン	させぼチャイルドライン	0956-32-2990	●	☆	☆	☆	0956-32-9405	火・金17時～23時		5日10時～6日10時	
熊本県	おおづ子どもサポネット	おおづ子どもサポネット	096-293-2418	●	☆	☆	☆	096-294-2229	木・金・土15時～18時		5日15時～18時	
宮崎県	チャイルドラインみやざき	NPO法人みやざき子ども文化センター	0985-61-7590	●	☆	☆	☆	0985-31-0840-0843	第1土9時～24時	3月29日(金)16時～24時、30日(土)9時～24時	4日9時～24時 5日10時～24時	

北海道奈井江町「子どもの権利条例」と「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」

喜多明人 (早稲田大学)

子どもの権利条約が日本で批准されて丸8年。子ども問題であまり明るいニュースがない中で、自治体による子ども支援、権利条例づくりの動きが活発になっていることが注目される。

既報の世田谷区「子ども条例」(2002年12月制定)に続き、今年3月、相次いで“子どもの支援・権利条例”が制定された。一つは、北海道空知郡奈井江町の「子どもの権利に関する条例」(2002年3月26日公布、4月1日施行)、もう一つは、埼玉県の「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」(2002年3月29日公布)。前者は、川崎市子どもの権利条例(2000年12月制定)に倣った条例であり、「子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、…子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めること」(第1条)とある。主に「子どもの参加の権利」(第9条)に基く「子どもの社会参加」(第13条)とそのための「子ども会議」の開催に力点がかけられている。権利侵害の救済としては

「救済委員会」(第16条)を設置する見通しだ。

後者は、「子どもに対する身体的又は精神的な暴力等子どもの権利の侵害に関して簡易迅速な救済を行うため」に「埼玉県子どもの権利擁護委員会」を設ける(第1条)とする条例であり、川西市、川崎市などの経験が生かされた仕組みを整えている。昨年来の問題の焦点は、救済に欠かせない調査が県教委所管の学校等に十分行えるかどうか、にあり、「調査することが適当でない」と認められる事案として規則で定めるもの(第9条)とある「規則」作成の今後の推移が注目される。

近々「子どもの権利条例」が作られる自治体としては、岐阜県多治見市、富山県小杉町が、また市民レベルを含め、子ども支援・権利条例づくりの動きのある自治体としては、高知県、千葉県、大阪府、などのほか、東京の日野市、国立市、小金井市、東村山市、杉並区などがある。

19歳以下が有権者!!

町田市長選挙ユースもぎ投票2002

■投票を終えて

林 大 介 (町田ユースもぎ投票実行委員会代表)
E-mail youth-vote@clubaa.com

昨年6月に行われた東京都議会議員選挙における20歳台の投票率は、私の住んでいる東京都町田市で29.39%(町田市全体は53.05%、東京都全体は50.08%)。『若い皆さんが政治に関心をもたないと、政治の方も皆さんに関心を持たない』と言ったのは小泉首相(総理大臣になる前の1999年)ですが、なぜこれほどまでに若者の政治離れがすすんでいるのでしょうか。その背景には、(20歳という)有権者になる前から政治について考えたり、政治を身近に感じる機会が学校や家庭、地域を含めほとんどないからだと言えます。

しかし、加速している少子高齢社会の中で求められているのは、世代を超えた「市民参加・参画」であり、むしろこれからの厳しい社会環境を支えていく子どもや若者が子ども時代から自己決定能力を育み、市民意識をもち、実践できる場を保障していくことが不可欠です。こうした状況を背景にして実施したのが、有権者ではない19歳以下を対象とした「町田市長選挙ユースもぎ投票」(主催:町田ユースもぎ投票実行委員会 協力:特定非営利活動法人Rights)なのです。

いわゆる「子ども模擬投票」は、2001年11月の川崎市長選挙(投票数74票)・神戸市長選挙(投票数10)でも行われていますが、対象世代である19歳以下の高校生や大学生が実行委員会のメンバーだったことが町田市での特徴です。昨年11月に実行委員会を立ち上げ、5人の立候補者に賛同書を送り理解・協力を求め、「選挙事務所探検隊」と銘打った立候補者との意見交換や、町田青年会議所主催の「町田市長選挙公開討論会」への参加、「10代による公開質問状」などを行いました。「選挙事務所探検隊」に参加した高校生

が『この探検は私にとって、選挙のイメージであった「政治=難しい=なんかよくわからない世界」というものを見事に壊してくれた、とても良い経験だったと思います。町田のこと、選挙のこと、政治のこと。それらについて考えるきっかけとも言えるかもしれません』と語っているように、実際の有権者以上に5人の候補者を知ることができ、政治を身近なものとして体感できたようです。

投票は、実際の選挙日程とあわせて「不在者投票」期間中(1週間)はファックス、郵送、インターネットで投票を行い、投票日当日は町田駅近くに「もぎ投票所」を設置。投票総数は91票でした。

今回の「ユースもぎ投票」では学校現場は理解を示したのですが、「教育の場に政治は持ち込めない」という教育委員会の頑なな態度のため学校側に十分な働きかけができませんでした。「生きる力」を唱え、推進している教育委員会が、生の教材、それも地域の課題について考える絶好の機会を自ら奪うというこうした状況は理解できません。市民意識を育てる意味でも有権者になる以前から政治を身近に感じる機会をつくるのが重要ではないのでしょうか。「選挙」は毎月のように全国各地のどこかで行われています。すでに4月21日に投票される東京都多摩市長選挙においてもユースもぎ投票の準備がすすめられており、こうした活動を全国に広げたいと思います。より多くの子ども・若者が当事者として参加できる「ユースもぎ投票」を、ぜひやってみませんか?

※詳しくは→ <http://www.15t.sakura.ne.jp/rights/machida/>

■投票に参加した高校生からのメッセージ

南山 智 浩 (都立高校新3年・町田市在住)

『何か凄いいことをしている。自分にはとてもできそうにない。』ユースもぎ投票で街頭宣伝をしていた時、ある友人にこのように言

われた。確かにもぎ投票実行委員会に加わってからの2ヶ月間で多くのことを学んだ。そしてそれらは、学校や塾の学習では決して得ることはできなかつただろう。しかしそれでも、私は別にこの活動が“特別な”ものだと感じたことはない。外国を例に出すのは好きではないが、あって当然の取り組みだと思っている。

私たちの世代はとかく「政治」から遠ざかろうとする傾向があると言われる。今回のもぎ投票の投票数では、そう言われても仕方がないかもしれない。しかし、私のまわりにも政治について真剣に考えている同世代は多い。今まで、彼らはただその思いを表現するキ

カイがなかつただけだと信じる。

今回は20代が中心となって活動を進めていたが、今後は19才以下の世代がメインとなってやっていきたい。そう思っている。



子どもの参加支援

子ども参加を支援するおとなたちへ

～よりよいサポートのためのヒント～ 〈5〉

山本克彦 (聖泉短期大学講師、生涯学習研究所SOUP代表)

“おとながどう子どもと向き合うか”…今回はそのようなテーマだった。子どもの集団を前にした時、あるいは家族という小さな(単位 人)においても、“子ども”に向き合う“おとな”はいつも子どもの成長を願っているはずである。しかし、その想いが具体的に行動となって現れる場面には、時として勘違いというものがある。今一度、“おとな”としての行動をチェックしてみよう。

ヒント13 自分が“子ども”だったころを思い出してみよう。

今“おとな”である人は、必ず“子ども”だったころがあるはずだ。自分自身が子どもだったころ、何をしていたら、その時どんな気持ちだったら。どういう時に楽しい気持ちになり、どういう時に一生懸命になれたら。何に対して反抗したくなり、何を受け入れたら。たとえば、自分の言動を訳もなく禁止されたり、制限された時、おかしいと感じ、反発の一つもしたくなかったのではない。無条件に自分の気持ちを受け入れ、理解してくれる“おとな”がいた時、その人を信頼する気持ちが芽生えていったのではない。そんなことをじっくりと考えれば、自ずと子どもに向き合ういい形が見えてくる。われわれ“おとな”が、子どもを理解するということは、“子ども”に立場“おとな”のまま立ってみるのではなく、“子ども”の立場で“子どもだったころの想いに戻って立つ”ことである。これができるかどうかで、サポーターとしての魅力は大きく変わるといえる。“おとな”になるにしたがって失ってきた冒険心や好奇心、失敗を恐れず、繰り返しチャレンジした行動力や意欲、いろいろなものを思い起こしてみよう。

ヒント14 プロセスはゴールの連続ととらえよう。

“子ども”だったころの経験は大きい。だからこそ、試行錯誤の中から得た正解や効率の良い方法を知っている。知っているが故に、目の前の“子ども”たちには正解を伝えたい。あるいは、試行錯誤する子どもたちに「そうするよりも、こうしてごらん」と、短期距離の解決方法を提示する。そんな時に、考えなければならぬことは、それは子どもたちにとって大切なのは、最短距離で正解にたどりつくことではなく、試行錯誤で正解にたどりつくことだとい

うことである。効率よくゴールにたどりつくということは、子どもたちに無駄なことをさせないという意味で“子ども思い”のようであるが、試行錯誤の場面を奪うということは、学習機会を奪うことであり、長い目で見て、子どものためにはなっていないことが多いのではない。

私は、サポータートレーニングの中で、このような考え方を“プロセス重視”あるいは“プロセスゴール”と呼ぶ。結果よりも、そこへたどりつく過程こそ意味があり、プロセスとは学びの連続だという考え方である。学校のテストや行事でおとなたちは「(結果は)はどうだった？」と尋ねてしまう。もちろん結果も大切であるが、どのようにしてそこに至ったのかをしっかりと把握し、プロセスを評価したいものである。

ヒント15 “待つこと”もサポーターのスキルである。

子どもたちと活動をしていると、はっきりしない場面が多く出くわす。たとえばフィールドワークをしても、何を感じたか、どう思ったのか、楽しかったのか、つらかったのか…。グループでの活動の後で、発表の機会があっても、誰が言うのか、どんなふうに言うのか…。そんな時、得てして“おとな”は質問でたみこんでしまう。はじめは「どう思う？」などと問いかけていたのにはっきり応えが返らないと質問は「楽しかった?」「あんまり楽しくなかった?」と、Yes かNoかの質問に変わり、ついには「楽しかったね!」などと、ごり押し体制になることもある。

多少の沈黙も、あるいは判断がつかず無回答の場面も、それはそれなりに意味を持つ、生き生きと応えが返らないということは、むしろ“おとな”側がプログラムを評価する必要があるのかもしれない。もちろん、いつもいつも首を縦横に振るだけのコミュニケーションを良しとするわけではないが、語りた気持ちになってくれば、子どもたちは語るのである。時間の許す限り“待つこと”を実行しよう。“待つこと”が子どもの力につながることも多々あるものです。

さて、そろそろ、子どもをサポートする学びの場面を具体的に例示しようかと、次回に続けたい。

「子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば」 実行委員会の準備が始まる。

米田 修 (同準備委員会事務局長)

来る4月21日午後1時30分・千葉大学けやき会館（千葉市稲毛区・JR西千葉駅前）にて、同会発足を開催することになりました（詳細は、「呼びかけ文」等を参照）。

昨年の青森フォーラムからバトンを受け、今年は私たちの千葉県で行います。その準備委員会を、1月28日の第1回から今月まで毎月、「NPO子ども劇場・千葉県センター」で行ってきました。

同準備委員会は、同子ども劇場を始めとして、一昨年設立された「千葉県子ども人権条例」を実現する会に集まって、「子どもの権利条約」を基本とする県条例をつくろうと取り組んでいる人々を中心にして、話し合ってきました。特徴的なことは、第一回から子どもたちがメンバーとして、同準備委員会に参加していることです。

同準備委員会の委員長には、NPO東京シューレ理事長の奥地圭子さんと、上記子ども劇場・千葉県センター理事長の

武智多恵子さんが就任しています。千葉県民を代表するパワーいっぱいの二人のもと、年末に行われるフォーラム本番に向けて、置いていかれないよう精一杯ガンバッテいきたいと同準備委員会一同思っています。

更に広く県内の市民団体等・個人の参加を得て、正式に実行委員会が発足した後、今年のフォーラムをどのような内容にするのか、メンバー内で話し合っている予定です。

ただ、同準備委員の一人として私見を述べるならば、『基本となる「子どもの人権」について、その権利擁護が十分に確保されるためのローカル・ルールづくりが、全国各地自治体で始まっていることを踏まえ、その取り組みのなかで、子ども・大人、市民・行政の枠を越えて行われる建設的な対話と、パートナーシップの実践例を学びながら、「子どもの権利条約の精神」を具体化することの意味とヒントが、提供できるようなフォーラムになることを願っています。』



BOOK GUIDE

『社会権規約と日本2001』

社会権規約NGOレポート連絡会議 編
(エイデル研究所 発行、税込定価 2100円)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）は、国際的な普遍的な人権の保障を規定した国際人権規約のうち、おもに社会権について規定された条約です。日本政府は、1979年にこの条約を批准しました。批准から二十数年が経過しましたが、この条約の実施は、いまだとても不十分な状況にあるといえます。

社会権規約の締結国は、国内における条約の実施状況を説明する義務を、条約で定められています。日本政府は、1999年、社会権規約の第二回締結国報告書を提出し、2001年には、国連の社会権規約委員会においてその審査がおこなわれ、総括所見が採択されました。本書は、この審査を契機に出版された、社会権規約の実現をめざした本です。

まず第一部では、社会権規約の入門として、社会権規約について説明し、それにかかわるほかの条約について解説されています。つぎに第二部は、複数のNGOが協力し作成され

たレポートがのせられていますが、社会権規約の全体的検証、主体別の個別的検証、問題別の個別的検証とわけたうえで、それぞれ、問題点、背景・理由、提言というかたちで検証しています。第三部には、審査の概要と報告所見の翻訳をのせています。このように、本書は、社会権規約について今まで理解を深める機会がなかった人にも、問題の所在がわかりやすいように配慮して構成されています。

社会権規約の実現へ積極的に取り組むことは、ほかの人権に関する条約の実現にもつながります。それほど重要な意義を持っているにもかかわらず、社会権規約は、認知度や関心が低く、それが実施への取り組みを弱くしている原因のひとつといえます。国連の委員会からなされた審査結果、総括所見をふまえて、これから条約実施に向けて、政府とNGOだけではなく、私たちがどのようにかかわっていくべきかを考えさせられる一冊です。

＜大盛況!! ファシリテーター養成講座＞

主催・子どもの権利条約ネットワーク

2002年2月14日(木)～3月2日(土)にかけて、国立オリンピック記念青少年総合センターを舞台に「ファシリテーター養成講座」が開催されました。ファシリテート (facilitate) とは「(ちからなどを) ひきだす」という意味です。子どもによる地域の文化活動・社会参加活動が注目されるいま、子どもの権利条約ネットワークでは、発足から10年に及ぶ経験をもとに行った初の試みでした。会場は連日大盛況であり、ファシリテーター養成のニーズを感じた講座でした。(安部芳絵)

第1回 2月14日(木)

子どもの参加をどう支えるか(理論編Ⅰ)

講師：喜多明人(早稲田大学、教育学) & 荒牧重人(山梨学院大学、国際人権法)

第1回目は、ファシリテーターに必要な基礎的な知識としての子どもの権利条約および子ども参加の理論、参加型ワークショップの意義について考えました。子どもの権利としての参加とは①社会形成的参加の権利、②自己決定的参加の権利であり、その支え手としてのファシリテーターが求められています。その理由は「活動のニーズの掘り起こしやそのための関係づくりやノウハウは子どもたちに任せて自然に形成されてくることはまれ」であること「おとな社会一般の参加否定傾向」、「誤った子ども参加支援を行うおとな」の存在についても指摘されました。

実践的な課題としては、①子ども時間・リズム・思考に寄り添う「待ちの支え」、②「甘やかし批判」「待ちの支え」に対する子ども側の経験蓄積の必要性、③実質的なパートナー関係への意向があげられました。

また将来的にファシリテーターが求められているところとしては、ひとつめにマイノリティの子どもや体罰・虐待などの「権力的な上下関係」にある子ども、しょうがいや乳幼児であるために意見表明に補助を必要とする子どもなど、参加しにくい状況下の子どもの人権侵害や、不利な扱いなどを解決していくための参加支援といった「子どもの問題解決が望まれている場」。ふたつめに、学校への子ども参加や地域への子ども参加といった「新たな社会価値をともに創り、支え合う場」があげられました。最後に、ファシリテーターの実践交流についても今後の重要性が指摘されました。(安部)

第2回 2月15日(金)

参加しにくい状況下の子どもをどう支えるか(理論編Ⅱ)

講師：西野博之(フリースペース「たまりば」) & 赤池悦子(NCRC事務局長)

不登校、ホームスクーラー、ひきこもり、しょうがいを持つ子ども、外国籍の子どもなど参加しにくい状況にあると考えられる子どもたちの参加とはどのようなものなのでしょうか。

第2回目は、多摩川のほとりでフリースペース「たまりば」で代表をつとめる西野さんに日頃の活動を通じて感じることを、考えていることを述べていただきました。たまりばは「オルタナティブな教育の場ではない」という西野さん。子どもたちのまわりには「ダメなヤツ」というメッセージがはびこり、「ありのままでもいいんだよ」という場所がないことから「居場所」になったそうです。そうしてたまりばには常時30人くらいの様々な人達が集ってきます。

居場所は違った言葉を用いれば、「失敗できる場所」「弱さをだせる場所」「存在を否定されない場所」といえるかもしれません。そんな中で自信をつけた子どもたちは自然とたまりばを飛び立って行くそうです。

参加しにくい状況にある子どものファシリテーターにどんな特別

な技術があるのか、ということよりも、すべての子どもたちと向き合うためのヒントを得た大切な時間でした。「子どもたちと対話する『たまりば』は『いのちの現場である』」という言葉は非常に印象的です。「存在してくれてありがとう」というメッセージを私達は子どもを含め自分を取り巻く人々に伝えられているのか、ちょっと立ち止まって考えることは、自分自身にも「生きていてくれてありがとう」と思えるチャンスかもしれません。(安部)

第3回 2月19日(火)

世界の子どもの参加の動きに学ぶ(理論編Ⅲ)

講師：森実(大阪教育大学、ECPAT関西) & 平野裕二(ARC代表)

「ドラえもんはファシリテーターである」こんな突拍子もなく聞こえる言葉が講師から飛び出したとき、思わず「うんうん」と頷いてしまったのが第3回です。

2001年12月に川崎・横浜で開催された第2回子どもの商業的搾取(CSEC)に反対する世界会議についてはニュースレターでも報告しましたが、その世界会議における子ども・若者参加がどうして可能になったのかについて、森さんが歴史的な流れを説明してくださいました。そこには、子ども参加を支えるファシリテーターの存在がみてとれました。また、ドラえもんに関する人々をてがかりにエンパワメントとファシリテーターについても考えました。

平野さんからは「子どもの権利条約の特徴」ということで、5つのP、4つのD、2つのE、2つのCについて指摘がありました。とくに、4つのDのうちの一つである「Diversity(多様性)」を尊重するのが大切です。というのも、子どもはひとりひとり違う存在であり参加の形も多様であるからです。多様性については先の会議でも子ども・若者代表が発表した「ファイナルアピール」に重要性が指摘されています。

また、最近話題になっている「若者のファシリテーター」については、年齢が近いという理由だけでファシリテーターに向いていると考えるのは危険であることも指摘されました。ファシリテートをする若者自身が「セルフエスティーム」が低かったり、「余裕(西野さんの言葉では「隙間」)」がない場合、子どもたちにしわ寄せがまわってしまふからです。

森さんからは世界の子どもの参加の事例とその分析、平野さんからはその背景にある国際的な理論を学ぶことができました。(安部)

第4回 2月22日(金)

「子ども参加のための表現方法と役割を学ぶ(実践編Ⅰ)」

ファシリテーターグループ：NCRC横浜会議チーム(熊倉ひろみ、土田朋水ほか)

第1回から第3回の理論編を踏まえ、様々な表現方法として、アート、演劇、ダンス、歌、ジェスチャーなどを学びました。また、手法として、アイスブレイキング、ロールプレイ、KJ法などその役割についてを学びました。

第5回 3月2日(土)

「ファシリテーターをやってみよう」(実践編Ⅱ)

ファシリテーター：講座参加者

受講生が実際に子ども参加を支えるファシリテーターになりました。テーマは子どもの商業的性的搾取で、2001年12月に横浜で行われた国際会議の報告もあわせて行われました。グループワークを取り入れ、講座参加者はその際のファシリテートを行い、終了後は、全体のふりかえりをしました。実際にやってみて何が難しかったか、等、参加者同士の話し合いは、予定時間を大幅に延長して持たれました。

<ファシリテーター養成講座に参加して>

武田 明恵(高校生17歳)

素敵な方々に出席させて頂いた事を心から感謝します。毎回が感動の連続でした。私がこの講座で考えた事は「ファシリテーターとは?」と言う事でした。終わってからも考え続けています。今までであったファシリテーターは単なる「司会」とは違って、視点を広げてくれ、私が考える事、言いたい事を言う手助けをしてくれたりしました。そういった事が「持っている力を引き出す」と言う事なのではないか、と感じます。

「子ども参加」についても考えさせられました。この世界の事を、この世界のみならずで考えたいと思うし、子どもの問題に関して子どもが思った事や、意見をいえたりしたら良いなと思います。子どもだけでなく、出来るだけみんなの思いが反映された居心地のいい世界になればいいなと思います。

後、「一緒に生きていこうよ」というたまりばの西野さんの言葉が、忘れられないです。色々な事を感じすぎて纏まりが付かないのですが、ここで戴いた栄養分を活かしてこれから生きていきたいと思えます。

<ファシリテーター養成講座を受講して>

早稲田大学理工学部研究科 修士課程2年 斎藤 京子

子どもが、快適で自然なコミュニケーションと多様な成長の契機を持つ「居場所」を都市空間の中に育てるために、都市計画というハードをつくる分野でできることは何かを考えたいと思ひ大学院

で研究しています。今回の講座は、子どもと接していく上で基本となるおとな側の姿勢を、子ども参加の問題に真剣に取り組んでいる方たちを通して学ぶことができ、非常に興味深いものでした。

参加して感じた事の一つは、参加者に日々子どもとのふれあいの実践を積んでおられる方が多く、今回の養成講座は、そうした経験をベースにした交流の機会では、という印象でした。私たちはこれから自身の研究の過程において、子どもとのふれあいの機会を持っていきたいと考えている者です。ファシリテーターの知識と技術の重要さは非常によく理解できました。

他方、実践者が交流によってその質を高める、という意味での養成講座と同様に、「関心を持ちながら、その方法論がわからないでいる者に対する、より初歩的な養成講座」があってもよいのでは、と感じました。

「子ども参加」とは、川崎のケースに見られるような大規模なものから、より小さな規模での日常的な子どもとのふれあいで、幅広くとらえられるものだと思います。そして、都市計画の中での、「居場所」を考えると、専門性の高い技能と高めることと同様に、この問題に関心のある層に広く働きかけ、個性的な地域のネットワークを形成していくことが欠かせません。この意味では、専門講座、あるいは、実践講座と同様に、各人の「居場所」感それ自体を語り合うことから始められるような「第一歩」の講座の必要性も感じます。

臨床心理士として中学校のスクールカウンセラーを勤める夫とともに参加させていただきましたが、終了後、シェアリングしながら帰途につき、さまざまな感想を話し合っていました。話題の一つとして、ファシリテーターの専門性が指摘されました。ここでの専門性とは決して、公的資格につながるような独占性ではなく、また、柔軟性を欠くものではありません。そうではなく、柔軟な中にも、「これが居場所に携わる人たちの、他には見られない持ち味、独自性なのだ」という部分が鮮明であれば、それぞれの分野で活躍している方たちともつながりやすく、マンパワーを結集しやすいのではないかと、いうものです。今後、例えば夫が実践している、中学校でのピアカウンセリング活動や私自身も参加している、寺子屋NPO活動(地域の寺院を不登校の子ども達に解放するというもの)と、この講座で学んだことを、関連づけ、展開していくか、という課題に、私も主体的に取り組んでいきたいと考えています。

お知らせ ①

加する二人を迎えて、総会直後のホットな報告を聞くことになりました。

ふるってご参加ください。

と き：2002年5月17日(金)

午後7時～9時(受付開始6時半)

ところ：国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟

※案内板でご確認ください。

TEL：03-3467-7201

小田急線参宮橋駅徒歩七分

地下鉄千代田代々木公園駅徒歩10分

ゲスト：平野裕二さん(ARC代表)

安部芳絵さん(早稲田大学大学院生)

参加費(資料・会場費)：

一般 おとな1,000円/子ども(一八歳未満)500円

会員 おとな800円/学生・子ども無料

※受付で入会できます。

※お問い合わせは、8ページ記載の事務所連絡先もしくは下記メール宛にお願いします。

E-Mail:ncrc@abeam.ocn.ne.jp

子どもの権利条約ネットワーク(CRCネット) 2002年度第1回セミナー 〈子どものための約束はどこまで守られたか?〉 ——国連子ども特別総会報告——

子ども子どもの権利条約が国連で採択された翌年1990年に「子どものための世界サミット」がニューヨークで開かれ、海部首相(当時)をはじめ一五九カ国の首脳などが一堂に会して、「宣言」と2000年に向けて達成すべき「行動計画」の合意しました。

それから10年がすぎ、世界の子どもの状況は良くなったのか、首脳の約束は守られたのか。2002年5月8～10日に世界各国の首脳が再びニューヨークに集まり、10年間の成果と今後に残された課題を話し合います。

CRCネットでは、子どもの権利委員会をすべて傍聴するなどして国際動向を紹介してきた平野裕二さん(ARC代表)と、第二回子どもの商業的性的搾取の反対する世界会議(2001年12月/横浜)において世界から集まった約90名の子ども・若者の参加したファシリテートしたユース実行委員会議長の安部芳絵さん(早稲田大学大学院生)の総会に参

子どもの権利条約総合研究所（略称CRC研究所）
設立記念子どもの権利条約・条例シンポジウム

—かわさきの子ども、市民、職員が権利条例を活かすために—

シンポジスト

- 子どもから 川崎市子ども会議準備委員の子どもたち
- 市民から 市民サロン・地域教育会議関係者
- 職員から 条例担当職員（川崎市市民局）
- 教員から 中学校教員

コーディネーター

- 荒牧 重人（山梨学院大学教授・川崎市子どもの権利委員会委員長）
- 安部 芳絵（早稲田大学大学院・子どもの権利ファシリテーター）

日本のおとな社会では、東村山の中学生によるホームレス襲撃殺傷事件などを契機として、神戸事件以来ふたたび、「子ども不信、子どもバッシング」の世論がつかられつつあります。子どもを信頼し、権利の主体として「エンパワメント」していくこと、総じて「子どもの権利」をしっかりと身近な生活の場に根づかせていく取り組みが求められています。

子どもの権利条約総合研究所（略称CRC研究所）は、約1年間にわたる設立準備段階において、同研究所編（エイデル研究所発行）『川崎発・子どもの権利条例』の刊行事業に取り組んできました。2000年12月21日に制定された「川崎市子どもの権利条例」は、まさに、地域、自治体という身近な場で「子どもの権利」、そして「子どもの権利条約」を実現していく取り組みを象徴しております。

そこで今回のCRC研究所正式発足の総会記念事業として、上記のようなシンポジウムを企画しました。本研究所の研究活動の初心をあらわすこの研究集会にぜひ多くの市民、子ども、研究者その他子どもの権利に関心をもつ方々がご参加いただけますよう、お願い申し上げます。

2002年3月20日

子どもの権利条約総合研究所準備委員会 委員長 喜多 明人

- 1 日時 2002年4月20日（土） 午後2時～5時
- 2 会場 東洋大学図書館研究棟16階「白山スカイホール」（都営三田線「白山」駅下車徒歩5分）
- 3 シンポジウム終了後 設立総会・運営委員会（5時～6時）
- 4 研究所設立・出版記念懇親会（午後6時30分～8時30分）
- 5 問い合わせ

研究所事務所

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1
TEL（水曜日）FAX 03-5286-3595
（それ以外は、03-3724-4688）
メールの場合 E-Mail kita@mn.waseda.ac.jp

2002年度子どもの権利条約ネットワークイベント
語ろう同じフィールドで！

子どもと大人の境界線

- 今年も子どもとおとなが同じフィールドに立って、さまざまな問題を語り合しましょう！

子ども達はおとなと語り合いたい事を山ほど抱えています。
“今の子どもは何を考えているのか解らない”というおとな。
“おとなと子どもはどこが違うの？どうして違うの？”と感じている子ども。

お互いが理解を深め、よきパートナーとして共に生きるために集まってください。

私たちはたくさんの方に参加していただきたいと願っています。

日時：

2002年5月6日（月・休日）午後1時30分～4時30分（受付開始 午後1時）

場所：国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟501号室
（小田急線「参宮橋」駅下車徒歩5分）

参加費：一般 おとな 1000円 子ども 500円
会員 おとな 800円 子ども 無料

企画運営：18歳以下の子ども達

主催：子どもの権利条約ネットワーク

— お詫びと訂正 —

ニュースレター60号2ページの熊倉ひろみさんの肩書は「子ども・若者プログラムユース実行委員会」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。（編集担当）

— 四月から、事務所受付曜日・時間が変わります!! —

四月より、以下のように事務所受付時間に変更になります。なお、事務所へお越しの折りは、事前にご連絡下さい。今後ともどうぞよろしく願いたします。

四月からの事務所受付時間/火・金 12:00～17:00

— お詫び —

ニュースレター60号で、誤った曜日を掲載してしまいました。正しくは、上記のとおりです。申し訳ありませんでした。（編集担当）

地域・自治体から子どもの権利を実現していく先進事例

「川崎発・子どもの権利条例」

編集：子どもの権利条約総合研究所

編集協力：川崎市・川崎市教育委員会

川崎地方自治研究センター

川崎教育文化研究所

発行所：エイデル研究所

価格：（税込み）2,400円+郵送料

★初の逐条解説付き ★条例で何がかわるのか—家庭、学校、施設、地域の課題にせまる
★条例のこれまでとこれから—市民参加条例づくりのプロセスに学ぶ ★川崎の最新の動き・（「川崎市子ども会議準備会」「（仮称）川崎子ども夢パーク」「学校教育推進会議」「川崎市子どもの権利委員会」「人権オンブズパーソン」）

■研究所頒価■ 2,400円（郵送料等込み）

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

郵便振込み申し込みで直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

研究所事務所：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室（水曜日開設）TEL・FAX03-5286-3595

（それ以外は、TEL03-3724-4688事務所へ）

E-Mailの場合：crc21@lycos.jp（もしくはkita@mn.waseda.ac.jp）

「子どもの権利条約」No.61

2002年4月20日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

（事務所受付時間/火・金12:00～17:00）

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/

★発行人 喜多 明人

★編集人 内田 塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント